

私設消防水利の維持管理等に関する協定書

苫小牧市消防本部(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、苫小牧市 _____ に設置された私設消防水利の維持管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、乙が開発行為等により設置した私設消防水利について、必要な事項を定めるものとする。

(維持管理責任)

第2条 乙は、管理責任者を定め、私設消防水利を常時使用可能な状態に維持管理する。

2 維持管理に必要な経費は、乙が負担する。

(緊急時における水利の使用)

第3条 火災等の緊急時において消防法第30条第2項に基づき、甲は乙の管理する私設消防水利を使用することができる。

(報告)

第4条 乙は、私設消防水利を常時使用可能な状態を維持するため定期点検を行い、異常を確認したときは、使用不能水利報告書(第5号様式)により甲に対し報告を行う。

(協議事項)

第5条 乙は、私設消防水利の構造等を変更する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 乙は、当該敷地を第三者に譲渡し、または所有権等の移転を行う場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(定めのない事項)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 苫小牧市新開町2丁目12番7号
苫小牧市消防長

印

乙

印

使用不能水利報告書

苫小牧市消防長 様

(担当者:)

1 点検者氏名

2 点検実施日時

3 使用不能水利の種別 (消火栓 ・ 防火水槽)

4 使用不能理由 ()

5 改善処置経過 ()

6 備考

※ 連絡先: 苫小牧市消防本部警防課 0144-84-5023

消防本部受付欄

※ 消防本部は、使用不能水利として関係署所に通知すること。